

史料紹介

本所所蔵『津守氏昭記』(上)

末柄豊

はじめに

『歴代残闕日記』百二十七巻および目録一卷は、江戸時代末期の国学者黒川春村が信濃国須坂藩の藩主堀直格の命で編輯したもので、序文から安政五年(一八五八)に功成ったことが知られる。全巻揃の完本は、春村が直格に献上した原本、およびそれを明治十八年(一八八五)から翌年にかけて書写した宮内省図書寮(現宮内庁書陵部)架蔵本の二種があった。ところが、原本は明治十年代に東京大学図書館(現東京大学総合図書館)の架蔵に帰したものの、関東大震災に遭ってわずかに二十九巻を残すに過ぎない。図書寮本も太平洋戦争中疎開先で罹災し、十五巻が失われた。図書寮本中の焼失本十五巻は、一巻を除いて東大本も焼失しており、結局十四巻が伝存しないことになる。巻九十二『前安房守津守氏昭記』はこの十四巻のうちに含まれる。『歴代残闕日記』以外の伝本が知られていない『津守氏昭記』は湮滅したかのごとくである。

ここに紹介する本所所蔵『津守氏昭記』(架番号173/194)は、図書寮本を焼失の以前に謄写したものである。これは『大日本史料』第八編の編纂のため昭和十年代に写されたと思し、本所編年第八室において保管されてきた。部分的には『大日本史料』第八編に収められ、これを利用した研究も存在している。

本記は、撰津住吉社の社司青蓮寺氏昭の日記で、長享三年(一四八九、八月二十一日延徳と改元)六月二十八日から翌延徳二年十二月晦日までの約一年半の記事を収める。日記類が豊富に残っている当該期においても、京都および奈良以外の場所で書かれたものは稀で、それだけでも貴重な史料だといえることができる。また、本記から中世の住吉社の社司各家で少なからぬ数の日記の書かれていたことが知られるが、今に伝存しているのは、逸文の類を除くと、本記および同じく氏昭の日記である『文亀日記』のわずか二書を数えるに過ぎない。³⁾中世の同社に関する史料は乏少であり、種々の記事を含む本記は注目に価する。二回にわけて全文を翻刻して紹介する所以である。

一 書誌

まず、書誌について述べよう。一九九八年八月入架に際して合綴および茶表紙の新補を行なったが、それ以前は原稿用紙を紙捻で仮綴した袋綴冊子二冊であった。第一冊は、まず、日記を書くにあたっての所感、同社の鳥居二基の造立経過、將軍足利義熙の病没をうけての和歌の贈答、さらに前神主津守国昭以下三代の略歴を記し、ついで延徳元年六月二十八日から十月二十九日、十一月三日から同月十一日、および十月晦日の日次記を、第二冊は、同年十一月一日および二日、同月十四日から翌延徳二年十二月

晦日までの日次記を、それぞれに載せている。なかで延徳二年分の冒頭に「津守氏昭記」末と記されており、『歴代残闕日記』巻九十二は本(延徳元年記)・末(延徳二年記)の二分冊からなっていた可能性を指摘できる。

料紙は表紙を含めてすべて、端に「史料編纂所」の文字を載せる半紙判縦横各二十字無柱の四百字詰原稿用紙である。第一冊は表紙・裏表紙各一紙を含めて三十九紙、第二冊は表紙・裏表紙なしで五十一紙からなっていた。現状は、墨付のない第一冊の裏表紙を取り去ったので、あわせて八十九紙になっている。二丁目は書き損じたためか、九行分が切除されており、同丁表は六行目までしかなく、同丁裏も五行目までが存在しない。

書写の時期を示す奥書等は存在しないが、第一冊の表紙右端に墨で「三十七枚 成田」、同天部余白に鉛筆で「図書寮の架蔵番号、同一・二行目上部に鉛筆で「図書寮本／〔歴代残闕日記〕^{九十一}」、その下方に朱で「小坂11・30校了」と記されている。以上の記載から、本書第一冊は、図書寮所蔵の『歴代残闕日記』巻九十二を親本として、本所の技手成田喜次氏(昭和七年より勤務)がこれを書写し、『大日本史料』第八編の編纂に携わっていた小坂浅吉氏(同二年より勤務)が校正したものであったことが知られる。昭和十七年(一九四二)三月刊行された『大日本史料』第八編之二十一は、長享元年閏十一月一日条から同二年四月是月条までを収めており、長享三年の記事を有する本書が、編纂準備のため昭和十年代に書写されたとする想定が可能なのである。

第二冊は、第一冊と筆跡が異なっており、別人によって書写されたものと思われる。また、第二冊は校正が行なわれておらず、第一冊が花押影を写しとっているの⁽⁴⁾に対して、(花押)とのみ記すなど、書写の精度も第一冊に比して劣っているように見受けられる。また、両冊をとおし、そのままでは文意の通じかねる箇所や明らかな誤写がきわめて多い。『歴代残闕日記』の他冊を見ると、判読に困難を来す筆跡ではないので、図書寮本を書

写する過程での誤写ではあるまい。おそらく、黒川春村の用いた親本がすでに粗悪な転写本だったのであろう。

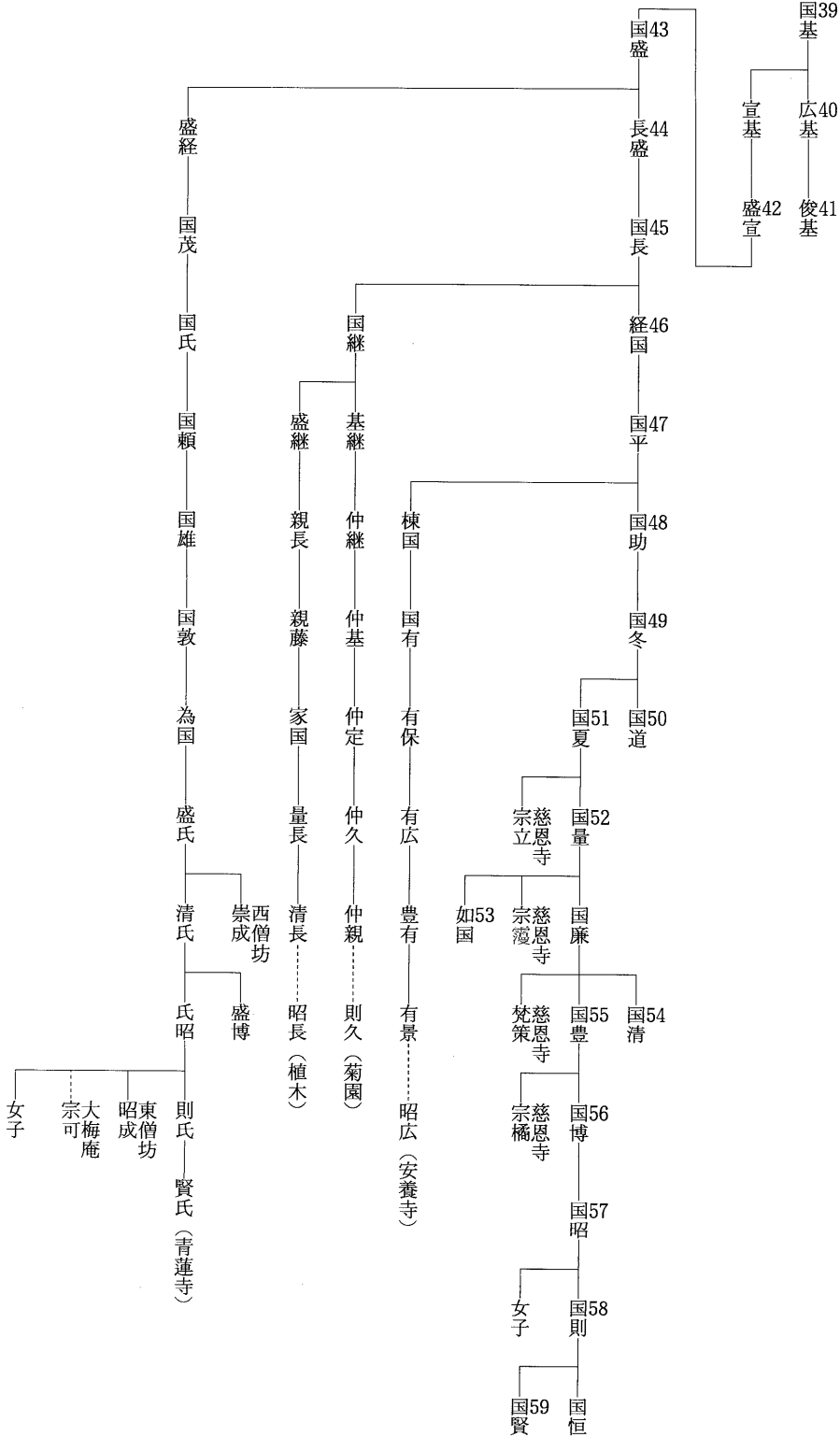
また、先に記した冊ごとの所収の日付を見れば明らかのように、本書には錯簡がある。具体的に述べれば、十一月三日く十一日条が十月二十九日条と同晦日条のあいだに入っており、十一月二日条のつぎが同十三日条になっている。十月晦日条の直前に十月と一行どりで書かれており、十月の文字は本書の親本たる図書寮本にすでに存在していたものと判断される。東大本・図書寮本双方の残っている巻について比べてみると、図書寮本は忠実な転写本であることが知られるので、十月の文字は黒川春村の手になる原本に由来するとみてよい。とすれば、春村が書写した際、すでに錯簡に気づきながらも、親本の状態を残しておいたものだと考えられる。したがって、この錯簡も春村の用いた親本の質を示している可能性が高い。なお、翻刻では錯簡を正し、十月晦日条直前の十月の二字を省いた。

二 記主

つぎに記主青蓮寺氏昭について述べよう。氏昭は、書名『津守氏昭記』が示すとおり、津守姓で、青蓮寺は家名である。同家は住吉社社司のうち、神主・権神主(惣官・権官ともいう)両職を世襲した社務津守家の庶流で(系図参照)、氏人あるいは家子と称される家柄に属していた。氏人(家子)については、元禄年間に同社社司梅園惟朝の編纂した『住吉松葉大記』⁽⁵⁾十七職役部の説明が簡にして要を得ているので、これを引いておく。

家子、猶言津守家子孫、今所伝有四家、曰藤井、曰菊園、曰青蓮寺、曰植木是也、又稱氏人、猶言津守氏人、(中略)如両官有疾病忌服事、無神事宗主、則家子一處居權位而代神主、如六月晦日大祓神事、則中葉以降家子為社務代行界宿院、凡家子格式、年中諸神事座席統神主、饗膳酒肴次神主、神輿御幸供奉及着座等、亦為一家格式、神事饗酒

【津守氏略系図】



〔註〕 津守家所蔵『津守氏古系図』・統群書類従所収『住吉社神主并一族系図』・『津守氏昭記』から作成した。
実線は、右記史料によって系譜関係の確かめられるもの、破線は推定によったことを示す。
肩の数字は、神主の代数を示す。

陪膳等、専同両官陪膳、其為役嗜歌学、司造営所・楽所奉行、依家帯
檢断職、如神主館儀式席、家子毎度列座相伴於神主也、

ここに載せる職掌は、本記に見えるそれと完全に符合する。そもそも、
長享三年六月十二日生母佐々木大原氏⁽⁶⁾が没したことで、神主津守国則が神
事を執行できなくなり、家子一藤であった氏昭が代官として神事に出仕す
るに至ったことが、本記の書き始められた理由なのである。さらに、一年
間の服喪を経た延徳二年六月晦日、国則はようやく除服して出仕に及んだ
ものの、八月六日には父国昭が卒してしまふ。そのため、氏昭は再度代官
をつとめることになる。また、氏昭が造営所であったことは、冒頭小松原
大鳥居の項・延徳元年八月十五日条・同二年十月二十五日条に、檢断職で
あったことは、延徳二年七月十五日条に、それぞれ見えてくる。なお、四
家とは江戸時代における状況で、本記の書かれたころは、国則の曾孫国崇
の子通宣から始まる藤井家はまだなく、少なくとも安養寺家がこれに加
わっていた。

氏昭は、嘉吉元年(一四四一)父清氏五十一歳のときの誕生⁽⁷⁾で、本記を
書き始めた長享三年には四十九歳であった。兄に盛博⁽⁸⁾がいたが、氏昭が五
歳であった文安二年(一四四五)に二十六歳で卒している。父清氏の没年
は不明ながら、本記から忌日の九月十三日であったことがわかる。津守家
所蔵『津守氏古系図』は、清氏について「右馬助、従五位下、応永卅三十一
十二任安房守」と載せるが、本記冒頭に「慈父安房守清氏」と見えること
から、この記載は信用に足る。系図類に記載はないものの、氏昭も同じく
従五位下安房守に叙任されていたことが、本記および『文亀日記』によつ
て確認される⁽¹⁰⁾。氏昭の没年も不明であるが、『文亀日記』の存在から、文亀
三年(一五〇三)以後であることは間違いない。

氏昭の子女は、本記中に二男一女を見出すことができる。長男則氏は長
享三年に二十一歳ゆえ、氏昭二十九歳のときの子である。家督を継ぎ、住

吉社の社司として活動する。官途は、はじめ大膳亮のち淡路守に任じた⁽¹¹⁾。

『住吉松葉大記』二十一造営部に永正十四年(一五一七)十月十三日の日記
『津守則氏御殿修理日記』が収められている。次男昭成(幼名幸千代)は長
享三年十五歳とあり、則氏より六歳年下である。延徳元年十一月一日比叡
山東塔無動寺谷の玉泉坊で得度し、少納言公昭成と称した。住吉神宮寺の
西僧坊のち東僧坊に住している⁽¹²⁾。得度に際して無動寺に上ったのは、清氏
の兄弟崇成法印の先蹤を追ったものようである。娘については、延徳二
年七月二十二日条に「女誕生」とだけ見える。また、延徳二年四月二十三
日条の安養寺昭広以下数十人が伊勢参宮に出かけた記事のなかに、「今日
則氏・昭成・宗可参宮」と特記されており、大梅庵宗可(宗佳とも見える)
も娘であった可能性が高い。

氏昭の日記としてこのほか伝存しているものに、本所架蔵膳写本でのみ
知られる『文亀日記』(架番号2073/295)がある。これも、神主国則の祖
母(国昭生母)宮氏が、文亀二年(一五〇二)十月十六日に没し、氏昭が
代官として神事に出仕するに至ったために書かれたものである。同年九月
晦日条に始まり、翌文亀三年正月十六日条までを載せている。

また、『文亀日記』文亀三年正月十六日条に自らの日記の延徳三年正月
四日条を参看したことが見え、『津守氏昭記』は延徳二年十二月晦日で攔
筆されたわけがなく、翌延徳三年正月においても書き継がれていたことが
知られる。さらに、『住吉松葉大記』十一神事部・正月四日条按文の頭書に
『明応四年津守氏昭御代官記』の引用があり、明応四年(一四九五)にも日
記を書いていたことがわかる。これらはいずれも代官を勤仕した際に書か
れたものであり、延徳元年から文亀三年に至るまで、氏昭が日記を継続的
に書いていたとは思われない。なお、本記延徳二年十一月十三日条は、氏
昭が社領播磨国吉井荘に出立した記事であるが、なかに「下向ノ記録在別
紙」とあり、別記の存在したことも知られる。

三 伝来

『津守氏昭記』は、『歴代残闕日記』以外に伝本が知られておらず、黒川春村の書写した親本についてもまったく情報がない。春村以前に本記を書写あるいは利用したことが知られるのは、『住吉松葉大記』の編者梅園惟朝だけである。『住吉松葉大記』には、以下の三箇所において本記の引用が見える。

①三諸社部・大依羅神社四座の項（刊本六九頁）

延徳元年十一月記曰、津守治易所持旧記 依羅神社之供菜物、当月十三日取来、所

詮霜月丑日乎用歟、依十三日卯後之卯日御供備進歟、送物者如先例、

米一斗遣彼在処、料足五十文持来、納物等八九種進之、或十種十一種
依時調進之云云、

②十九寺院部・海岸寺の項（刊本六四七頁）

按長享三年津守氏昭記、參北村天神並海岸寺・今主社之由有所見、

③二十一造営部（刊本七三四頁）

津守氏昭文明年中記云、浜大鳥居、畠山右衛門佐義（就）先祖の佳例と

して御立奉行藤田方へ代物二百貫文被付、不足の由重て申すの間、上

棟の時二十貫文被出、文明十五年（就）四月十五日柱立、同年六月廿七
日上棟、祠官御出、氏昭參る、大工奉幣、（下略）

典拠名の不統一は、惟朝が全体を書写せずに、必要な箇所を抄出したものをもとに編纂したことによるのであろうか。注目されるのは、①に「津守治易所持旧記」と載せていることである。『住吉松葉大記』において、津守治易の所蔵と見えるものに、このほか十一〜十三神事部所収の『津守棟国所記置之諸神事次第記』（以下、『諸神事次第記』と略す）がある。惟朝は、「其自筆散滅不伝、津守賢氏書写本幸而納笈底、予得之乎津守治易家、欣然即繕写、以為深秘家珍」と記しており、かつて津守賢氏書写の同記を

治易の家に見出し、これを書写したのだという。賢氏は氏昭の孫であるから、同人書写の『諸神事次第記』および『津守氏昭記』の双方を所持していた治易は、賢氏の子孫であったと思われる¹⁴。つまり、惟朝が両書を実見したころまで、『津守氏昭記』自筆原本は子孫の手中に保管されていたのである。

しかし、惟朝の目に触れて間もなく、『諸神事次第記』はその手を離れたとみられる。というのは、現在尊経閣文庫に所蔵されている『住吉社年中行事』こそ、惟朝の見た『諸神事次第記』だと考えられるからである。その奥書は以下のとおりである。¹⁵

□（此）記者、国平御子国助舍弟棟国之四番目ノ末子国固有之御手跡也、破損之間加修覆、七月十五日花摘事六行并虫食等紛失、仍以他本予書加畢、当年迄二百五十年計歟、続千載集被撰時代也、国固有者御笛器量、政躬弟子之由系図ニアリ、
元龜三年（壬卯月日）
青安房年六十五才
賢氏（花押）

棟国の子固有の書写にかかり、元龜三年（一五七二）賢氏がその闕落部を補った本だという。おそらく惟朝は、賢氏の補写を書写と解したのであろう。同書には、前田綱紀の覚書が添えられ、貞享三年（一六八六）十一月下旬に入手したことが記されている。福井款彦氏によれば、惟朝は天和元年（一六八一）すでに史料蒐集を行なっているので、綱紀の落手する以前、惟朝が披見して書写したとみることは可能である。つまり、惟朝が『住吉松葉大記』を編纂した元禄年間には、すでに治易の所蔵ではなかったと考えられる。とすれば、『津守氏昭記』も同じ頃に巷間に出た可能性を指摘できることになる。

また、『文亀日記』の伝来も参考になる。本所架蔵謄写本の奥書は以下のとおりである。

右、文亀日記、撰津国大阪東区平野町殿村惠津蔵本、明治十九年十一

月修史局編修星野恒探訪、明年七月謄写了、

殿村惠津氏は大坂の両替商米屋平右衛門の後裔で、同書は、歌学・国学に造詣の深かった先代茂清あるいは先々代茂清の入手したものと考えられる。修史局はこのとき、同氏の蔵本から『公豊公記』⁽¹⁷⁾および『実直公記』⁽¹⁸⁾をも謄写しており、『文亀日記』もこれらと同じく蒐書の結果になるものなのであろう。同氏所蔵の『文亀日記』が自筆原本であったか、転写本であったか不明ながら、住吉社の神職とは無関係な家に伝わったことは注目される。

『津守氏昭記』は江戸時代のうちに本来の所蔵者たる子孫の手を離れた可能性が高いものの、『歴代残闕日記』以外の伝本の知られないことからみて、世に流布することはなかったと判断される。春村が書写し、それを図書寮が、さらにそれを史料編纂所が謄写したことでようやく今に伝えられたという、まさに綱渡りのような伝来を持つ日記なのである。ただし、先に推測したように、春村の用いた親本が粗悪な転写本であったとすれば、転写本が複数存在した可能性も想定できよう。

四 内容

本記のなかで最も多くの分量を占めるのは、住吉社の神事に関する記事である。中世同社の神事については、従来『住吉松葉大記』が注目されてきた⁽¹⁹⁾。その神事部は、鎌倉時代後期の年中行事『諸神事次第記』を骨格としており、室町時代後期の実態を記している本記および『文亀日記』を併せ見ること、中世同社の神事について、より詳細な検討ができることになる。また、住吉大社に伝存している『住吉大神宮祝詞』⁽²⁰⁾は、本記に前神主として見える津守国昭の名を載せる祝詞を含んでおり、参照されねばならない。

神事以外で最も注目されるのは、住吉社をめぐる寺院に関する記事であ

る。神主津守国昭は、長享二年(一四八八)十二月社司中の反対を顧みず住吉慈恩寺において出家した⁽²¹⁾。同寺の開山は、南北朝期の神主津守国量の弟にして徹翁義亨の法嗣である卓然宗立で、卓然の定めるところ、同寺は大徳寺の末寺であった⁽²²⁾。以後、歴代神主の子弟が住持となり、本記のころの住持は国昭の叔父南榮宗橘である⁽²³⁾。同じく徹翁の流れを承ける一休宗純は、応仁・文明の乱中、卓然の遺芳を慕って住吉に寄寓するが、彼を援けたのは、慈恩寺の檀那でもあった国昭である。本記によって、国昭が文明六年(一四七四)一休の弟子となり、法名宗州、道号夢翁を与えられたことや、「我何時モ事サタマラハ、山城ノ薪ヘ可上」という遺言を残していたことが知られ、その帰依の厚さが確かめられる。薪とは一休の再興した酬恩庵のことで、延徳元年十一月十九日条には、子息神主国則および生母宮氏以下の女中を伴い、同庵に参詣したことも見えている。

氏昭について見れば、大梅庵の存在が注目される。先述のように、大梅庵宗可は氏昭の娘であった可能性がある。また、延徳元年八月八日条に大梅庵開山名山宗誉三十三回忌の仏事の記事に、同庵と青蓮寺家との縁由のあったことが読み取れる。そして、『真珠庵文書』に残る一休宗純十三年忌出銭帳⁽²⁴⁾の比丘尼衆の部に「大梅庵宗浄」が見えており、同庵の大徳寺派の尼寺であったことが知られる。さらに、統群書類従所収『住吉社神主并一族系図』は、氏昭の父清氏について「於紫野出家、宗超、道号物外」と記している。つまり、氏昭も社務家を中心とする大徳寺派ななく一休宗純への帰依の動向と無縁ではなかったのである。

このほか住吉に所在する有力寺院としては、浄土寺および神宮寺があった。浄土寺は正しくは莊嚴浄土寺といい、歌人としても著名な平安後期の神主津守国基の創建にかかるが、鎌倉時代中期に叡尊を中興開山に迎えて、以後は西大寺派の律宗寺院になった⁽²⁵⁾。延徳元年九月二十日条に、氏昭の浄土寺奉行であったことが見えている。神宮寺は奈良時代中期の創建と

いわれる⁽²⁶⁾。寺僧の多くは社司の子弟であり、本記によれば、寺内に東西兩僧坊が存在し、延徳二年四月十一日、氏昭の子昭成が「西僧坊職并字頭職」に補されたことが知られる。これらの寺院について、中世の実態を知ることのできる史料はきわめて乏しい。しかし、『津守氏古系図』・『住吉社神主并一族系図』および『住吉松葉大記』と本記とを見合わせることによって、住吉社の社司と仏寺との関わり方の変遷について解明することのできる点は少なくないように思える。

住吉社の社領についても、本記は、応仁・文明の乱後の実態の一端を知ることのできる稀有な史料である。『住吉松葉大記』二十一造営部所引の正平九年(一三五四)八月日造営金銅金物用途支配注進状を分析した曾根研三氏の指摘⁽²⁷⁾どおり、播磨に所在する社領の重要であったことが窺える。

また、中島の造営関や住吉築島の問丸のことが見え、交通史の史料としても興味深い⁽²⁸⁾。政治史の史料としても、延徳二年四月撰津に下向した細川政元の動静に詳しく、京都・奈良で書かれた記録では知られない情報を載せて貴重である⁽²⁹⁾。

また、本記は和歌三十六首(うち氏昭自身の詠歌は二十八首)を載せている。神事代官の記録を本とするという性格を鑑みれば、この数はかなり多いものと評価できる。詠歌を日記に記すにあたって、ついでに記すのだという弁解⁽³⁰⁾じみた言葉を載せていることが少なからずあり、氏昭がこの間に詠んだ和歌はこれに数倍すると想定される。『文亀日記』も氏昭の詠歌十首を載せ、なかに社務家主催の和歌会に送った三首懐紙を写しておいたものもある。勅撰集が絶えて後の住吉社司津守氏の和歌事蹟はほとんど知られておらず⁽³¹⁾、この点でも本記は貴重な史料であるといえよう。さらに、本記・『文亀日記』ともに連歌関係の記事も多い。なかで『文亀日記』文亀三年正月二日条には氏昭の独吟百韻のことが見え、その三物が載せられている。

おわりに

以上、解説してきたとおり、本記は、数奇な伝来を有し、中世の住吉社について、その実態を知り得る稀有な史料であるとともに、交通史や政治史の点から見ても貴重な情報を含んでいる。惜しむらくは、写本の質が悪く、意味のとおりぬ箇所が少なくないことである。原本あるいは、いまだ世に知られぬ良質の写本の現われることを期待して、この解題の結びとしたい。

〔註〕

- (1) 西井芳子「黒川春村略伝」(影印三十冊本『歴代残闕日記』一〔臨川書店、一九六九年〕付載)および吉岡貞之「歴代残闕日記」(『国史大辞典』一四〔吉川弘文館、一九九三年〕所載)によれば、原本は失われて現存しないという。しかし、本所架蔵本の前掲西井論稿九頁「全一二七巻より成る本書の原本は、もはやどこにも現存せず、その写本が宮内庁書陵部と東京大学総合図書館に所蔵されているのみである」というくだりに、後藤紀彦氏の手になる以下のごとき識語がある。「誤り、東大図書館本がそれなり、たゞし関東震災火災にてその大部分を焼失せり、焼残本は当時史料編纂掛に借出中にてその災をまぬがれたるものなり(紀彦生)」と。氏の指摘をうけて東大図書館本(請求番号A00/6257/貴重書)、本所架蔵写真帳(架番号6173/2291/15)も参照)を見直すと、各冊表紙見返しに朱長方印「花廬家文庫」、裏表紙見返しに朱方印「墨阪十一代主写蔵記」が一夥ずつ押捺されることが注目される。双方とも堀直格の蔵書印で(『図書寮叢刊 書陵部蔵書印譜』上〔明治書院、一九九六年〕参照)、該本が堀家旧蔵の原本であることが諒解される。また、各冊第一丁表に朱方印「東京大学図書之印」・同「東京大学法理文学部書庫所蔵」・朱丸印「閲覧室用」(元USE IN THE READING ROOM)が一夥ずつ見える。「東京大学法理文学部書庫所蔵」印の存在から、該本が東京大学図書館の所蔵に帰したのは、明治十年(一八七七)東京大学創設後間もなく神田一ツ橋の三学部構内に図書館が設けられた時点から、同十七年の本郷移転をはさみ、帝国大学令による大学名改称

- にともない帝国大学図書館となった同十九年までの間だと考えられる(『東京大学百年史』部局史四〔同学、一九八七年〕第二十六編附属図書館の項参照)。したがって、図書館が書写を行なった明治十八・十九年には、原本はすでに東京大学図書館所蔵であり、同館本を以て書写したという可能性が大きい。
- (2) 金子金治郎『宗祇の生活と作品』桜楓社、一九八三年)七九頁、新城常三「室町後期の関所―交通量の低下―」(同『中世水運史の研究』(瑞書房、一九九四年)所収、初出は一九八九年)七二七・七二八頁。
- (3) 『津守氏昭記』の語は、狭義に捉えれば、この名で伝存している本稿での紹介対象のみを指すが、広義には、青蓮寺氏昭の日記の総称であるから、『文亀日記』を含むことになる。本稿では、混乱を招かぬよう、狭義においてのみこの語を用いるが、『文亀日記』についても、一般的な呼称としては『津守氏昭記』を用いる方が適切だと考えている。
- (4) 『開口神社文書』所収年末詳九月十九日念仏寺衆僧中宛住吉社司忠躬・氏昭等連署状(本所架蔵写真帳一〔架番号6771.63/10/1〕、六七〇六八丁)に載せる氏昭の花押と同じものと認められる。
- (5) 『住吉松葉大記』(皇学館大学出版部、一九八四年、初刊は一九三四年)による。同書の概要および編者梅園惟朝については、真弓常忠「梅園惟朝の人と学問―復刻の辞に代へて―」(同前復刻版巻末解説)、同『住吉松葉大記』と梅園惟朝(『悠久』二〇号、一九八五年)、福井秋彦「梅園惟朝の著作について」(『神道古典研究会報』七号、一九八五年)を参照。
- (6) 国則生母が室町幕府奉公衆佐々木大原氏の出自であることは、津守家所蔵『津守氏古系図』(加地宏江「津守氏古系図について」『人文論究』三七卷一号、一九八七年)による(が、国則について「母佐々木小原女」と載せることから知られる。また、国則は後註(28)で述べるように、明応二年一旦神主職を解かれ、明応四年七月十七日関白近衛尚通の執奏で還補されている。『後法興院記』(『陽明叢書記録文書篇』)による)明応四年八月十日条に、国則還補の謝礼のため、「大原」(佐々木大原政信か)が近衛政家・尚通父子の許を訪れたことが見えており、右の系図の記載は信用に足るものと思われる。
- (7) 氏昭の生年は、本記日次記冒頭等に長享三年四十九歳とあることから逆算した。清氏の年齢については、本所架蔵謄写本『文亀日記』文亀三年正月二日条
- に永享十三年五十一歳と見えていることに拠った。
- (8) 統群書類従所収『住吉社神主并一族系図』。なお、『津守氏古系図』は名を盛弘とし、氏昭の父にあてている。
- (9) 本記延徳元年九月十三日条、同二年九月十三日条。
- (10) 本記日次記冒頭等に「前安房守津守氏昭」、『文亀日記』文亀二年十二月八日条等に「前安房守従五位下津守朝臣氏昭」と見える。
- (11) 本記延徳元年八月三日条等に「左京亮則氏」、『文亀日記』文亀二年十二月十日条等に「淡路守則氏」と見える。
- (12) 『文亀日記』文亀三年正月一日条等に「西僧坊昭成」、『住吉松葉大記』二十一造宮部所引「津守則氏御殿修理日記」永正十四年十月十三日条に「東僧坊昭成」と見える。
- (13) 国昭生母が室町幕府奉公衆備後宮氏の出自であることは、『文亀日記』文亀二年十月十六日条に、「当年八十、大方殿 御里ハ備後ノ宮殿也」とあることから知られる。『津守氏古系図』が国昭について、「母備後宮女」と載せることも傍証になろう。
- (14) 『住吉松葉大記』二十一造宮部は、すでに触れた「津守氏昭文明年中記」・「津守則氏御殿修理記」のほかに、『津守賢氏大鳥居造立日記』・「慶長十一年津守家盛記」を引用している。賢氏は氏昭の孫、家盛は賢氏の孫であり、いずれも青蓮寺家の当主の手になる記録である。これらも津守治易の所蔵であった可能性を指摘できよう。
- (15) 本所架蔵謄写本(架番号302/28)による。なお、『日本庶民文化史料集成』二(三一書房、一九七四年)に「住吉太神宮諸神事次第」(森末義彰・小沢弘校注)として翻刻がある。
- (16) 福井秋彦前掲「梅園惟朝の著作について」。
- (17) 本所架蔵謄写本(架番号2073/304)。
- (18) 本所架蔵謄写本(架番号2073/305)。
- (19) このほか、中世の史料ではないが、天和三年(一六八三)国学者松下見林の撰述した『住吉大神宮年中行事』(岡田精司「住吉大神宮年中行事と松下見林―新出写本の紹介―」『大阪の歴史』一三号、一九八四年)が安部浩二氏所蔵本の影印と解題を掲載し、原田敏明編『日本祭祀行事集成』三(平凡社、一九七〇

を氏昭が詠んだ百韻を紹介しており、氏昭の連歌愛好を知ることができる。なお、金子氏は『大日本史料』第八編之二十八所載の本記延徳元年八月十五日条に見える住吉社観月和歌・連歌会の記事を引き、「御発句」の詠者を浄誉に宛てているが、これは神主國則とすべきであろう。

〔釈文〕

凡例

- 一、漢字の字体は常用字体を用い、変体仮名は現行の仮名に改めた。
- 一、文中に適宜読点・並列点を施した。
- 一、判読不能の文字は□もって示した。
- 一、誤読と思われる箇所には〔 〕をもつて傍註を付した。または傍註（マ、）を付した。
- 一、人名については、原則として毎月の初出箇所に（ ）をもつて傍註を付した。
- 一、底本の性格上、丁替・表裏を示すことはしなかった。

〔表紙〕
〔津守氏昭記〕

慈父安房守清氏記録、誠無私由注置畢、然予幼少之時分、或モリヌラシ、或風業ニナシテ、大略〔粉〕粉失、少々所殘、加修覆取置畢、此家ニアラシ者、イカニモ崇敬シテ披見シ、門外不可出、我等マテモ、以其由緒非無記録之志、雖然當時就神領不足、神事方之事、闕如ノミナリ、造宮方之事、是又依乱世不及其沙汰、然上ハ、何事ヲ可書付哉ノ条、記録ハ斟酌、但就今度御指合之儀、御代官勤仕、悉清氏御代官之時ノ記録ヲ以申沙汰、仍如形記置計ナリ、存神慮之条、於一事モ無紆曲、為後々所全記録、全無私々々、神事御代官方之事、悉皆任清氏記録之旨、其外猶於不審之所者、毎々伺申、受御逸言勤仕了、仍此記録皆御代官方之事、但以筆之次、他事少々記之、誠シルシハカリノ鳥ノ跡、後見ノ憚如山、就其

風与口ニ出ル切サキトス、

よしや見よあやしき鳥の跡とてもまきれぬ道のつゝきたにせば
おろかなる心は身にもまかせねはいつはりなきを神さまもらん

一 浜大鳥居、島山右衛門佐義就、先祖佳例云々、御立奉行花田方、代物且〔家傳〕式百貫文被付、不足ノ由重而申問、上棟ノ時式十貫文被出、文明十五〔卯〕四月十五日立柱、同年六月廿七日上棟、〔南〕同官御出、〔天〕十一奉幣、〔工〕第二

一 小松原大鳥居、是ハ往年中絶之所、堺屋庄湯川〔今名字〕宣阿之子助太郎造立、長享二年十月四日立柱、同十一月十一日上棟、如以前惣大工奉幣、予播州下向留主之間、大膳亮則氏出仕、布衣、予依造宮所ナリ、此小松原ノ鳥居怠転シテ年久、仍可立在所ヲ無知人、大方古絵図ヲ以定在所了、祠官御出、予參テ談合申、在所定了、

一 長享三年〔西〕三月廿五日、御所様〔廿五才〕於江州御陣御他界、此上者不及力、諸家帰陣云々、言語道断之次第也、同晦日京江奉昇由也、同四月九日御野送ノ由ナリ、依御違例也、惣別数年就大酒御内損之由風聞、今如此、御詠歌共少々風聞、雖然不慥之条不能注、暮々絶言語、京ヨリ今日コソ御所様御ハウフリナレハ、言ヲコセケルツイテニ歌アリ、

さらはたゝおなし日ならて夕けふり又月かくす空そかなしき
その返しふみのおくに
のほるらん煙もかなし世の中におゝひし袖の月をかくして 氏昭

惣官殿昭
一、四位左京大夫殿、嘉吉元年〔西〕十月八日御誕生、四歳ノ年文安元年七月七日宝幢院殿国〔傳〕一御他界、仍自四歳当職、文安四年十二月八日七〔七才〕御神拜、親昭役清氏、宝徳三年御元服、十二歳、長享二年〔申〕十二月七日於慈恩寺〔四十八歳〕御落髮、御出家事不可然之由、老若兼而申、雖然旧例アル上ハ不可被苦〔苦み〕之由、以事書被仰、此上者不及力旨老若申、御法名宗州、道号夢翁、是ハ文明六年九一休和尚当所ニ御座之時ナリ、御弟子ニ成給、

退龍院殿院号、御出家(ハ)後、御出家事ニ又御述懐等儀無之、今ハハヤ御

子・御孫御座之上者、病者ノ間思召立歟、去年文明十九御上洛ノ次、大

裏エモ、御所様へも、御暇被申定分ナリ、仍当年御出家、延徳二年戊辰八月

六日(御脱力)他界、五十歳、則慈恩寺移申、御さうれい了、八月十一日、

権官殿別
国一、童名阿古今丸、応仁元年壬午六月七日御誕生、文明五年己未十二月十八

日神拜、親昭役氏昭、文明十九年丁未十二月十九日御元服、理髮役氏昭、

三十七才、長享元年任撰津守、以前左近將監、任惣官、長享三己未六月十二日

御母(宗慶、道号補、雲龍珠院)於向殿御他界、

恒
国一、長享二年戊申二月廿九日御誕生、今年則任権官、延徳二年庚辰閏八月廿

二日御他界、三才、言語道断之事也、

神事御代官晴(時力)之記

長享三年己未六月小

改元延徳元年

前安房守津守氏昭四十九歳

進ス、ム

六月
廿八日、乙看経如例、

酉刻神事奉行以使者自樂所試案案内申由申、如先記御代官時ハ、試案ニ

ハ不出仕、其趣返答、案内計ハ先規モ例也、毎々(青蓮寺)清氏記録を以申沙汰

了、

一子カ床子旧様ヲ見苦、仍床子一申出了、則給、ツネノヨリ少タケ高シ、
祝着之由申入、

一御被御代官事、氏一(安養寺)臈相州豊有依指合、去文明十六年甲辰六月晦日、予始

而御代官界へ出仕、馬・皆具并御中間(元ハ二人、本年ハ一人)・雑色・舎人・差傘一本

入袋、給、皆先例也、

神事前ノ日、鳥目百疋送給、御訪分也、清氏御代官時、二百疋給時モアリ、又百疋給年
モアリ、又二向不給年モアリ、時ニヨルヘキナ
リ、此方ヨリ、
不能申入事歟、

晦日ナリ、辰看経如例、荒和御祓神事、

辰刻御供案内申、(神人私宅、
来而申)則出、布衣、平絹(絹)此狩衣平絹ノ事、慈父清氏令

着了、(旧記分、
明ナリ)雖然兼而伺申、不可有子細被仰之間、新調而令着了、御

同事ニ參時も平絹之狩衣令着了、御代官ノ時カキルヘカラス、但是等ノ

事ハ、能々伺申、就御逸言可用捨事、尤肝要也、

私宅ノ北ノ門ヨリ参社頭、舞台ノ東ノ縁経テ、舞台ノ北権官御立ノ東所(在)

ニ立、神官奏冠一切経会ノ殿上ノ西参候、所司任門下、御供昇立後、案

内ノ気色ノ時、参一御前、神官前行、御前ニ莛等兼而敷置、惣官殿御座

莛三間殿、予一々(可座力)道権官殿御座ニモ莛上ニ円座ヲ敷置、走ハ非例也、清

氏御代官ノ時、座セシ座モ莛計ナリ、円座無シ、惣別旧記ノ体、権官ノ

御座ニハ円座無也、但両官御出仕ノ時ハ、何モ不苦々、予御代官ニ參時

間、旧記仰神人取去サセ祇候、莛ノ役神人、(三鷹御千世歟、
四郎御千世歟)氏人出仕ノ時、御

前ニフセツヲ敷、(神人於当座是等ノ故実如何カナレトモ、
四郎御千世歟)無疎略斜曲心事

ハ、神左右ニ可被知召之間、正直之儀ヲ以、每事申沙汰、非無

憚々々々、

神官参御殿、御供備進、祝言正禰宜明賢、其後神宝等奉取出、第二祝言

権禰宜明宗、第三正祝、第四權祝、御供備進了而、三四ノ交ヲ経テ、五

所ノ御前ニ參、惣官殿御座莛上敷円座、権官殿同座莛、予参候、氏人不

参、神官五所殿北脇、(明床、
子)五所御供備進、祝言権禰宜明宗事、(申、
事)々畢自南門

退出、

一御直会、権官御半分私宅へ、神人互面々祝持参、御飯并手切ノ魚(高盛)

一ツ・ヤキ物・小カワラケ種々、其外スモ、以下菓子、櫃□のニ入テ持

来、則水飯漬ニシテ家中祝了、
未刻神事奉行進自神館殿以使者案内申、但諸色着到等、悉参トイヘト

モ、神官方出仕遅々之間、如何可仕之由被申、重々可被致催促之由申、
 雖然先神館殿ハ出仕申ヘキ由懇答、則出、於私宅西ノ六間着裝束、東幣
 表袴新調、綾、若年ノ者ハ、綾不可然、拙者既年罷寄之間、当年伺申新調
 也、於神館殿書ノ間、御代官馬入見參、其後出、走百例也。
 若年平絹也、參神館殿、諸色ノ着到則披見、重而神官方ヘ自奉行被
 立使、則正禰宜出仕、日晚之間、急出神館殿、東ノ遣ヨリ出テ、杳ヌキ
 ニテ杳ヲハク、私ノ雜色役之、於妻戸ノ間、召ノ馬入見參、其後出、是
 旧例也、下客殿前ノ庭、兼而敷フセツヲ着座、神官等下客殿ノ未參候、
 用床、此時イヒキ踊リ取テ、面々前坏ニ酒入之後、祝言禰宜參申、次酒一献、御代官ノ時ハ、次々
 ヘ盃ノ礼ニ不及、是上ヲ賞翫ノ故ナリト云々、雖然是等ノ事、時宜ニヨ
 ルヘキ事敷、可用捨、賦官權少祝、四取テ返給、次立座、下客
 殿ノ東ニ立、手水進之、大海ノ社司雅榮助忠行役之、手水ノ後冠ノ木綿
 進之、兵人手水・冠ノ木綿、御代官ノ時、如正位氏人役事旧例也、次參御
 前、予御殿北脇參候、用床神官南脇、用床氏人不參、出仕ノ時御前ニ候、神
 輿一基・神馬奉寄、禰宜參御前、申再拜、御年、出御、奏慶雲樂、出中
 門自北門西ヘ行、自猪鼻南ヘ折テ、此義若禰宜社頭迄御出仕ニテ、堺ヘ御代官出仕ノ時ノ
義殿、不知、經曾利橋出浜、於鳥居本北、經曾利橋テ国床
子、本田桑打大鼓、此儀如何、旧記ニハ、夕出浜、鳥居ノ西辺ニ各乘馬、
正案カアリ、如何、鳥居ノ西ニライテ乘馬、行列次第如何例、宿院ノ鳥居ノ
内ニテ下馬、直ニ參御前、予頓宮ノ北ノ脇ニ候、用床同屋神官等參候、神
輿・神馬奉寄、禰宜參テ申再拜之後、御輿奉昇入、權少祝神宝等取置了、
神人案内アリ、次予北飯屋ヘ着座、上ノ陪膳務ヲ、則飯屋横座、予東西ニ膳一膳ツ、居置、
家子ノ膳敷、上ノ陪膳賤官、四取テ二ツ、ニ割テ返給、末座左右二分
テ、勘所司・神宝所着座、末ノ陪膳ハ別人アリ、摺粉於母湯進之、其後
酒、奉幣ノ前後ニ、酒悉皆四五献敷、神人飯屋ハ參テ奉幣ノ案内申、則
出、又幔上ノ陪膳參テ上、御前神人二人廻前、最前御前ヘ參時モ、又飯
屋ヘ行時ニモ、御前神人二人アリ、參御前、又頓宮ノ北脇ニ帖、候用床

子、御前ニ敷荒薦ヲ、岩松祝又神人案内ノ時、御前ヘ進寄テ先一拜、御幣
 ヲ權祝・正祝・權禰宜・正禰宜次第ニ末ヨリ取次テ予ニ授、予取テ御
 幣、奉幣事四度後、返給權禰宜、其後正禰宜ノ手ヨリ宣命進、欠予取
 之、二三折テ一拜、其後念誂、ヨミアケテ後、卷テ禰宜ニ返給後、一拜
シテ則飯屋ニ帰着、御前神人二人アリ、此間ニ諸色ノ存役事畢敷、又神
人來テレシトウノ案内申、則如已前出、神官四人舞、了テ後予レシト
ウ、既還御ノ刻由申間、直ニ參御前北脇、用床子、神宝等奉取出、神輿
・神馬奉寄、禰宜參申再拜、還御、自鳥居ノ内予乘馬、次第如何例、本宮
ノ平橋ノ西ニテ下馬、於平橋北御祓、同東件ノ東所ニ予候、用床御祓畢
 テ、各自西門入テ、經第三四ノ御殿ノ交、自南中門入御、神輿・神馬奉
 寄、參禰宜申再拜後、神宝等奉納、次東遊、馬長・本田桑等遊也、世上
 旧礼ニハ、於上客殿歸饗ノ酒着等ノ儀式、當時無此儀之間、自御前直ニ
 予歸私宅、改裝束、急火替神事ニ可參故ナリ、本式ハ、自御前直ニ神館
 殿ヘ參、裝束ヲ可改事ナリトイヘトモ、神館殿方可不弁之間、以略儀直
 ニ私宅ヘ歸了、以後ハ還御ナラハ、急ニテ神館殿ヘ布衣ヲモタセ、於神
 館殿裝束ヲ可改事ナリ、一私宅マテ御前神人二人來、
 一 火替神事
 於私亭六間、冠・束帶ヲヌキ、着立烏帽子時、神人來テ火替神事案内
 申、則參、布衣、自南門參入、禰宜參表、神人等參候、御前ノ軒ニ机ニ
 脚立テ、御供四膳備進、御酒ヲ進テ後、祠官ノ御膳・同御代官膳居、神
 官陪膳、御前ノ庭ニ御座ノ疊カウラ、二疊敷、北正官、西權官、予酒吞之
直稱後、飯ノ箸ヲツ、シシノヘタル草葉ノ飯在之、正官ノ御分・予分二ツ、
シ箸ヲノケテ、萱草ノ飯、明賢取テ給之、予則取テ懷中シテ退散、
 一 今日神幸ノ時予供衆事
 笠原十郎夏繁・同子紀四郎氏繁但俄ヲコリニ、新三郎・中間太郎右衛門
 直垂、菊園屋給、右近衛門直垂、垂直又衛門、垂直其外若中間共五六人、小者二人、

東邊坊ノ三郎（但當）、雜色是ノ六郎衛門、（乘就寺之由申）、此外毎度公方ノ雜色一人、（元ハ二人ツ、）直垂着ノ中間一人、舍人二人、一人ハ直垂ヲ着、御傘一本、入袋、去年ハ御沓

モアリ、諸扇（扇）被人尊意、度々懇意間、満足（々々）云々、

差繩事、毎年同鴨川上□之一筋ノ内、奉行得分半分之由秀貞申、更無謂、旧例モタメシナシトイヘトモ、厄弱ノ事タル間、不及是非、詎取テ後年者、堅（マ）マヤ事モ、大神事馬ニ差繩半筋可被付事曲事也、

一今日神幸他所ノ御事也、予又持病ノ脚氣再発シテ、当夏中病氣以外也、出仕不定之處、神事前種々ノ療治ヲイタシ得少減、如形出仕、無為何ヨリモ心ヲ満足、所願成就ナリ、併拙者朝暮無私曲留私祈念、無紆曲所ヲ神慮ニアハレミ給歟ト忝計ナリ、

今日迄土用、明三日立秋ナリ、一番衆、
一七月二日、御方違依御忌中被延引申也、（來十二日マテ三十、日西殿御忌中ナリ、）

七月七日、（辛）看經如例、辰刻御供案内、神人私宅へ來テ申、則出、衣冠、舞台東ノ縁ヲ経テ、舞台ノ北権官御立ノ在所ニ立、神官一切経會ノ殿上ノ西被參候、所用歟門下、御供櫃昇被渡、參御前、神官前行、予一拜シテ南幣殿ニ着座、覺、（小紋、）祝言禰宜明賢申シ、御供參畢後、權少記

閉御戸後案内、則立座、參五所御前、兼而御供櫃一合居置、權禰宜參申再拜、參畢テ後御直會、酒一献、事畢起座、御殿廻リ、殿殿次第ニ神官（用床、）神子數輩參候、祠官御出仕御殿廻リノコトク各參候、

自四神殿經三神殿御前、神宮寺御五体ニ參、同今主祐祈念、則北門ヨリ入中門、於御前一拜シテ、北幣殿ニ着座、東御庭、北権官御庭、是ニ小文、予參候、神官西南角ヲカケテ着庭、（座、）

（元）神殿（被殿、）延（延）年（凡中ニ被殿、依也、）以神人御正官櫃申出、カキヲ相（神）ノ補人持參、敷荒薦置之、櫃ノ蓋不及開、同予カ前ニ法華經一部置之、卷返之、虫弘、神官四人前櫃合宛置之、權少記一稿、（祝、）記宮仕櫃箱共、自神殿權少祝等奉取出、於御經所

僧中虫弘、次御舍利東僧坊律惠出給、幣殿ノ造合ニテ預（ツ）勤舞持來、

幣殿ニおいて、東邊坊取テ机ヲ、香爐并御舍利札ナカラ予カ前ニ居給、燒香シテ御舍利奉拜、其後權少祝取次テ神官等拜之、虫弘畢、櫃共御代官加判事先例ナリ、予判形、任旧記付封悉、（予私分ト神、）御經所へ取出櫃共不及封、御舍利記法聊取テ歸後、櫃共御殿江奉納、閉御戸案内之時退出了、私享マテ御前神人二人來、

一虫弘ノ間歟、留主ニ私宅へ御直會、神人宗是祝持來、（二部、）麵（少分）以下桃、イツレ

モ少分持來、權官御半分歟、御代官ノ時ハ毎度如此、一依御指合、今日淨土寺金堂懷紙之沙汰無之、今朝以御使、淨土寺へ依御指合御參詣無之間、予御代官ニ參可燒香之由被仰、仍虫弘神事以後、直乘淨土寺金堂へ參、頓歌一首法樂短冊、

（本願、）本願國基ノ御社江法樂ノ心さしといさゝか書付侍計ナリ
世にとをくきこえあけけり法のこゑもたへぬ御寺の秋のはつかせ

氏昭

殿中七夕ノ歌も無之、管絃も無之、

一今日御節供ニ被延引由ナリ、予於私亭梶葉七葉ニ頓歌七首法樂、

十五日、（辛）看經如例、

早旦御供案内申、神人私亭來而申、則着裝束、衣冠、舞台ノ東ノ縁を經テ、舞台之北ニ立、御供昇立後、參御前、神官前行、予南幣殿着座、

巡礼、殿二次第二神官（用床、）神子數輩參候、自四神殿經三神殿御前、神宮寺へ參入、北門一神殿ノ經御後、自南門經舞台ノ東縁退出、

一申刻盃蘭盆會、奉行式部丞忠俊方ヨリ、以使者神事案内アリ、則出、布衣、平絹ノ狩衣、先神館殿江參、奉行忠俊祇候、御前神人遅々之条、先急テ出神館、東ノ遺戸ヨリ出テ、沓ヌキニヲイテ沓ヲハク、南幣殿ニ着

座、カウライ、西向、神事奉行忠俊、幣殿ノウシロノ縁ニ祇候、神官北ノ中門ノ席参候、氏人出仕之時、南ノ中門ノ席へ着座、今日ハ一人案所御前ノ庭上ルノ角参候、御戸ノキワニ高机一脚立、御前ノ左右ニ高座、登高座、行道、舞人列立、講読、予モ事畢下高座、舞以下又行道、次散テ、手貴徳、次相撲十番、但塩衆等ノ相撲闕如歟、十番之内ニ三番闕歟、是ヨリモ相撲ノ取手千世松老人出、是候断ノ年ハ出之、檢相撲事畢テ、勝負ノ舞、拔頭・納曾利、次奏長慶子、則退出、御前神人源四郎祝、徳二人参、於私亭門内、兩人ノ神人ニ申、自神館殿参時、毎度御前神人アリ、今日遅参、日晚之間先参留、曲事之由申処、一向無案内ニヨリテ遅参、向後ハ早参シテ御前可参由、兩人佗言申、慥ニ可存知之由、堅申付候、御代官之時、自神館殿参時者、毎度御前神人二人参、旧記分明ナリ、後々堅可申付事ナリ、

一 今日御直会、私亭〔二〕ハ神人二人持来、与四郎祝、宗二郎祝、椀瓜ホソチ五・米一マス計・桃・なすび・枝豆・枝サ、ギ等持来、則家中頂戴了、太慶々々、

一 是ヲ書付ル次、ふと心ニ浮ニ任テ、誠スチモナキロスサミヲ一首任筆了、
曲事へ、

世の中にたままつる日の神わざやひろくたすけんこゝろなるらん

八月一日、丁看経如例、早旦築嶋間丸代諸船小次太夫、株看如例、今日憑ノ事、兼而相触被止之、依為忌中歟、慈恩寺チウイン今日四十九日歟、三日、己今日慈恩寺忌中アク、当所僧・比丘尼并社僧方少々俗方以下、時被献云々、去六月十二日如昨日、無程五十日過了、則今朝退龍院殿西向殿江移給云々、御心中之愁傷奉察在ナリ、及夕此間慈恩寺ニ祇候ノ沙弥宗来・喝食二人宗殊来テ、忌中僧衆上下無事、大慶々々、

一 去朔日、佳例ノ殿中家司方ノ御記延引、仍今日於西殿在之、大瓶東向所広挺之昇居、横座〔三〕祠官、御前ノ衆、予・昭広土佐大夫・昭長李之助・則久兵部丞・則氏大膳亮、其他〔安養寺〕〔福永〕〔翁園〕〔青蓮寺〕

關原伊豆守 広挺ニ昭忠以下祇候、酒三献、佳例ノ白酒等アリ、今日経営家司以下九郎〔信〕是倍沙汰、朔日ノ祝今日ニ而沙汰ノ事珍シ、仍以筆ノ次記畢、是ハ慈恩寺忌中昨日マテナルニヨリテ也、

八月八日、午早旦花摘ノ御供備進歟、今日ノ御供ニハ、毎年祠官不出給、仍不及御代官之沙汰、神官以下出仕歟、新米之餅以下備進之由、明賢物語、

一 今日八日、去長祿元年ハ八月八日死去、無程三千三廻如夢、太梅庵閉山宗通号名山、卅三年ノ仏事沙汰、僧・比丘尼、其外俗衆少々、昨日七日、二者、雲門庵衆僧達御時被献之、太梅庵予一類於所今繁昌大慶、弥冥加ヲ祈念無他、

九日、看経如例、早旦若松社・瑠璃寺并浄土寺金堂・同弁才天社、自其北村ノ天神并海岸寺・神宮寺・今主社各参詣、二十一才大膳亮則氏同道、太刀持二人召供、昨日八日、洗髮精進、以略儀一様精進也、子供同前、但残ノ子共ハ、晚景可参詣由申、帰宅之刻、是ノ鎮主へ参、家門長久・子孫繁昌之祈念、

十四日、庚看経如例、築嶋諸船ノ間代小次太夫下女、先日憑ノ時ノアキ株ヲ取来テ、仍朔日取乱、イマタカヘシヲ不遣、今朝以便宜扇二本遣了、祝着由申、

一 昨日十三日、應合ノ祭也、應合堂別当分ノ膳持来、饗〔一〕ハイ、櫃アリ、三五盛ノ餅〔五〕、菜汁各、小カハラケ白酒一升歟、当年隊得ノ経営ナリ、使ニ料足〔職方〕四文出、佳例也、幸千代イワ、セハシメ、其外家中上下祝了、是ハ應合堂別当職分一膳毎年今日持来、幼少之間、近年所務等是ハ納、後々成仁之時、加様之物モ坊へ可納、上古モ自然幼少之時ハ、是ハ納由ナリ、於以後モ、自然童形等之時ハ、万事為此家可被立事也、

十五日、辛看経如恒、自早旦大雨、臨夕晴、月明ニ明月会於西殿在之、歌ノ懸物面々取之、

御発句 月にはるゝ雨もこよひのひより哉 歌二千首

雖予造宮所也、関ノ成敗ハ今日初也、神慮ノ至、由数年白例成敗非道、(別)

十六日、壬看経如例、中嶋今東所佃島ニ此近年有之歟関根本大庭関、造營料、代官職事、競望之仁毛間ノエナシ入道ナリ、慈恩寺付テ申大略御領掌分也、為礼法円并男一人宗昌同道ニ慈恩寺領

テ来、百足楯代云々、対面一献了、然者明旦神人ヲ可被下由申、此数年(別)白例悉皆成敗、仍興津代官雖度々召、無音之上者、前人ニ申付云々、(別)

十七日、卯辛看経如恒、早旦闌ノ方(闌)へ徳千世祝カ子藤次郎祝并源三郎祝両使遣、

長享三八月廿日、定神事、御代官安房守氏昭、

廿日、丙看経如例、昼雨下、定神事、申刻神人私宅へ来案内申、則御代相撲会 本刻ノ午刻

官ニテ布衣、舞台ノ東ノ縁ヲ経テ南門へ入、上客殿北ノ方ヨリ権官殿御此時案所發亂声庭、北方ノ南是ニテ着座、東ヨリ第五間ノ中横座、惣官殿御座、東向、小南一藪ノ座、北文ニ帖敷末左右神宝所等着座、東端板ノ際南北行北上、神官座、西

二間南上北行南大海社司・勘定司等、北神宝所等、膳共兼而居置、酒一献(攝カ)ノ後、大海社司覽定文、入算兼予カ前ニ祇候、定文之奥ニ予判形紛着、

至廿三通同加判、常ノ袖判ノ在所ヨリハサケテ、口書ノ前ノ下ニ而加判、旧記ニハタ、加判トアリ、予以故実、常ノ所ヨリサケテ加判、是則上ヲ恐心也、

定文年号日付ノ奥ニ
神主津守朝臣(津守國則) 祠官依為重服御加判無之、仍御位階・官除・実居可(名)
權神主津守朝臣(津守國恒) 書載事不可然由、予大海社司ニ申、就其此分調進歟、

兩殿御名ノトヲリヨリ聊奧へ引ヨセテ加判、

(津守氏昭)
此在所ニ加判、

常袖判被成時ハ此辺ナリ、予御代官ニ加判之間、恐ヲ存ヒキサケテ判形、
御判 可被成在所ナリ、

(津守氏昭)
此着到ノ類三通歟、
来相撲会神事ノ一ノ着到事

馬頭代ノ着到人数之内、老人ノ名ニ合点テ兼加判之後則返給、次饗ヲ進テ一献、陪膳而ランへ給ニコンテナリニ給ニ合点テ兼、是佳例ノヨシ被仰

權少祝、末ノ陪膳神人役、此間ニ案所奏陵(モ)も・納曾利、案所一切経会ノ(殿)以上ニ着座、案所饗膳行歟、二献ニ而神人差齋案内ト申後退出、殿廻リ、自一神殿二三ヨリ第三ノ御前ヲ経テ神宮寺へ参、自是直ニ私宅へ帰了、

一旧礼ニハ、勘定司勾当・大海社司以下膳兼テ居置、社司・氏人等膳着座以後居之云々、今日ハイツレモ兼而居置、如何、

一今日膳事、権官殿御前一円、一藪膳一円、イツレモ予カ中間取之、権官殿ノ御前ハ、依為御代官也、一藪ノ膳ハ、依為定座也、

今日と二月廿日とハ、定神事ニハ、家子一藪ハ出仕ナケレトモ、膳ヲハ中間へ取之、依為定座也、先例也、

一今日廿日入彼岸、社頭八講如例歟、依御指合、歌ハ無之、

九月二日、丁曉看経如例、今日播州魚住本庄并加良村之下向、自今在家浦乘船、自尼崎カチ、入夜着兵庫了、翌日三日魚住道願カ許ニ付了、三日朝、番頭御各礼ニ来、同八日、加良村江移了、

九日、御供、予依他行不出仕、土佐大夫昭広御代官ニ出仕云々、十三日早旦、神事船各迄予上了、(青蓮寺)

十三日、相撲会神事、今日者慈父清氏正命日ナルニヨツテ、予毎年不出仕、依之士佐大夫昭広御代官、神事式如例、会式持参、社僧方 所司役殿上饗ノ御陪膳如例、正禰宜・權禰宜沙汰之由、昭広被申、イツレモ御出仕ノ時ノコトシト云々、

一御役棧敷経営、菊園沙汰云々、如例云々、今日神事奉行式部丞忠俊、神事御出云々、案内自奉行方被申由、昭広被申、

一播州百姓等経営大飯、依不熟半分御免之由也、魚住本庄百姓等来、礼三十足持参、沙汰人代円谷坊十足、道願カ弟定林寺十足、トテ衛門カ子歟森ノ玉泉坊十足、振舞不寄思煩

也、百姓等ニスイ物ニテ酒給之、三人ノ供僧ハ、年者翌日招請、朝飯獻之、

一八木ノ百姓等、江井村越分事致訴訟、申旨大略八木理運歟、起請文を以可明申、雖然両方へ申有、先可被候、(止カ)追而遂糺明、堅可有成敗由ナリ、
一淨土寺宝撞院信共房、中嶋安養寺入院ノ御礼被申、(附贈)此等園階ノ子息、(附贈)兩殿江四百日箱紙進上、依淨土寺奉行、予カ方江百疋、(附贈)賜食ト相論也、

廿五日、(庚)看経如例、関代官法円依召参、但日晚之間、明日可伺由申テ返了、二十疋振舞、

一廿六日、(辛)看経如例、関事去月・当月ハ、先公用ヲ必定シテ被預、依之公用等事、可被申定也、此関又別人競望之由ナリ、其申状ト云々、

御関条々

一ところ料事、(是ハ員數御定) 一御本所御公用、月割七貫文上可申、(但船のほり重候ハ、亦公用加増可申、)

一同月別ニ塩五斗宛上可申、一しきせんの事、拾貫文沙汰可申、

一御補任被成候ハ、御礼可申上候、

如此条々ヲ立テ望申者アリ、此旨法円ニ申付処、法円申事、当時ハ更ニ上船ナシ、如何シテ如此公用等沙汰可申哉ノ由佗言申、雖然ソヤ如此望申仁体アル上ハ、兎モ角モ随意之由、問答ノ間不及申、然者先此分ニ可給申由領掌、

廿七日、(壬)看経如例、早且法円御領掌之旨披露、(然)紛ハ可被成補任之旨被仰、先請文ヲ可沙汰旨申付、(其請文ニ言)

当社御造替料中嶋内目銭関老所御代官職事、預申候上者、敵重取沙汰可申、万一御公用等、有無沙汰之儀出来者、雖為何時、早可被改替歟、其時不可申一言之子細候也、仍請文之状如件、

長享三年九月廿七日

法円在判

青蓮寺殿参

退龍院殿御判

当社造替料中嶋内目銭関老所代官職事、此補任法円候了、但公用等有無沙汰之儀出来者、任請文之旨、早可被改替者也、仍而執達如件、
長享三年九月廿七日 氏昭

為補任之御礼、参百疋法円進上、目出由御返事、予カ方江百疋御補任之礼之由申、
廿九日、(甲)看経如例、玉子嶋御祓神事、

予御代官、御供本刻辰一籠、(点)甘菜依無沙汰、御供遅々、浦無御使、源二郎祝催促無沙汰也、依之甘茶奉行正禰宜取替進由ナリ、雖然今ノ事ハ、御使無沙汰ノ間、如此御成敗云々、尤之事也、俄界へ買遣間、遅々ノ由

正禰宜被申、無勿体次第也、度々自是も御厨へ立使、急々申刻歟、御供案内神人私宅へ来テ、申刻則出、布衣、舞台ノ東縁ヲ経テ、御立ノ在所ニ立、神官常所ニ立、所用敷門下、御供昇立後、神官前行、御前庭ニテ惣官殿御座莖上円座、権官殿御座莖ニ子参候、其ウシロフセツ敷、土佐大夫昭広候、御供如例、

一神殿御供之後、神宝等奉取出、南北中門ノ廊ニ奉置、祝言正禰宜大夫昭賢、第二祝言明宗、第三正祝、第四権祝無出仕、仍正禰宜祝言進、畢テ

第三・第四ノ事ヲ経テ五所ニ参、御供櫃一合、祝言権禰宜明宗、事畢テ南門ヲ出テ帰私宅了、則冠ヲ着、束帯ヲ着、神館殿ヨリ神事奉行主殿助則重、私宅へ以使者、諸色参集之由案内、則出、束帯、神館殿江参、着

到共入者参、氏人士佐大夫昭広・李助昭長・大膳亮則氏、予ハ神館殿東ノ遣戸ヨリ出、沓ヲハク、氏人常ノ所ヨリ出各参、前行神人二人、於下

客殿ノ東辺手水、(大海社)氏人マテ、氏人ノ木綿面々雑色着之、予カ木綿大海社司役之、南門ヨリ入、中門ヲ入時発乱声、御前北脇ニ子参候、用

床子、南脇神官、氏人御前、(各用)神輿一基・神馬奉寄、権少祝進胡床、

正禰宜参再拜申、神人警蹕、行列出北中門、自西門経曾利橋至宝院、御

興奉居、神宝奉納ノ程、御代官以下氏人等敷床子、奉納ノ後着座、算ヲ賦ル、四取テ二ツ、ニ割テ次第二返給、権少祝進也、未神人役之、算ヲ取集テ祓、祝言畢神官等着座、れシトウ舞也、先神官、次予、氏人等、次舞納曾利、以後還御、行列如前、於猪鼻御祓在之、幣等兼而儲也、御被畢テ自猪鼻入西門、御殿之後經三四神殿交、自南ノ中門入御、神輿・神馬奉奇、禰宜申再拜、神宝等奉納、御戸閉ノ後、権少祝予カ前蹲居ノ時退出、自南門出テ、舞台東ノ縁ヲ經テ、直ニ前行神人四人私宅迄来テ後、直垂ヲ着、御宿へ御礼ニ參、還御後於御座饗膳、酒肴等儀式近年無之、播州百姓等經營ナルヘキ也、奉行則重、氏人殿迄着座ノ後ニ祇候、用床子、還御ノ後予ニ礼ヲ被申退散ス、

一 御幸ノ留主ニ、御供権官殿御半分分敷、御代官分饗半分、盛物以下種々私宅へ神人源五郎祝持来了、家中祝テ御直会、歡喜之祝言、

一 翌日朔日礼ニ被来次、家子達御直乘、着ニテ一献、

十月大

四日、子看經如例、天晴、今日等原十郎友繁夏、為使シテ山無動寺玉泉坊へ上畢、幸千代当年十五才ナリ、仍得度ノ事申上畢、同七日ノ朝積船敷、十郎下向畢、玉泉坊悦喜之由状在之、故崇成法印被仰置之条尤可然、イソキ来廿日比必言ノホセ申サルヘキ中也、仍供用意ナリ、

九日、巳看經如恒、関代官法円方ヨリ在折紙、九月ノ公用七貫文并塩五斗、以人夫運上、今度法円代官以後、公用運送之始也、以宗昌令披露了、箱紙御自筆也、

一目錢関公用如法円折紙封裏、到来、目出候、仍奉行得分百疋則進之候、定使給拾疋申付候、委細宗昌可被申、

十月九日
長季三
青蓮寺氏昭
安房守殿公用減少ニヨリテ得分分也、

津守國昭
御判

来廿一日吉日之由令撰定、天氣ヨキ様ニト祈念無他、十五日、亥看經如例、就幸千代丸登山アルヘキニツイテ、方々ハナムケ等、乍煩祝着ノ至也、今日ハ供養次衆推二荷・麵二盆・昆布・髭籠・柿・柑子等、其外種々奔走也、仍則可被来之由申、各被来、大酒乱舞、曉分散、大慶芳志之由申、

楯代振舞衆

百疋 慶円房快良

百疋并綾一反 河内勝軍寺律僧也、近年昭近、連々芳志 大徳院難謝

百疋 東僧坊律恵

二百文 三河津師 慶祐

二百文 春知房

百文 又太郎方

百文并楯一 薩摩公榮弘

楯一荷両種 自御坊給 源秀

楯一荷両種 不動院 アマノヤ

楯以下 鳥居ノ内方

楯一看 松坊内方

自太方殿ヲヒ二筋・ウスヤウ等、御文祝言被遊、祝着面目也、西向殿ヨリ御シロイノケンシ方ニヨリ、にほいの貝等給、御宿ヨリ薫ノ貝等、

公私共々祝着、聊冥加ノイタリ、当座面目、後代ノ歡喜也、

一 大徳院・慶円房・下野阿闍梨等、此間連夜振舞、毎夜大酒、芳志之至、

大切祝着之至也、

十八日、寅看經如恒、鬼宿、依為吉日、幸千代御礼ニ參、退龍院殿江御

楯一荷・両種、西殿ニ御座、津守國昭祠官江御楯一荷・両種、大方殿江小楯一荷・

兩種、大方殿様殿中ニ御座、此御方ニテ、チャウケン・ソケン等タチヌ

イ御沙汰、尤祝着ノ由申、絹袈裟ハ民部阿闍梨、是ノ亭ニテタチヌハ

ル、同綾ノ小袖新調、種々用意非暇、宗昌シテ料足十五貫文借用為用意、

一十九日ノ晚、退龍院殿是へ入御、二百疋被持、幸千世暇乞ノ由被仰、御懇之至、尤忝事也、併神慮冥慮冥加之至、予所願満足此事ナリ、幸千世九今朝登山、兼而於塩付吉日ヲ令撰定、

廿一日、^乙天氣快然、祝着、看經如例、曉出立、コシカキ於浄土寺ヤトイ畢、三人、人夫四五人・加輿丁等ヤトヲ、大楯一荷・兩種・皮子等二荷、料足八貫余持之、供衆笠原十郎・三郎・千代松・慶円房、山ニテ、卯刻乘輿在云々、送ノ衆、大膳亮則氏、乘馬、足鹿毛、又太郎忠相、其外社僧方ノ中藹・若衆大略送ニ被行了、嶋野ノワタリマテ送テ、自其各帰畢、今日天氣殊快然、大慶此事也、

廿五日、^酉看經如例、山へ供衆十郎・三郎、コシカキ三人、人夫三人下着了、慶円房・千世松ハ山逗留之由申、十郎語テ云、廿二日申刻、坂本へ付、今日ハ坂本ニテ湯ニ入ナトシテ、坂本ニ一宿之由也、廿三日明、北ノ無動寺ヨリ為迎、上中下大勢下向之由ナリ、供奉人警固由申、玉泉坊當時殊威勢ノ人云々、幸千代坂本ヨリ長綱、迎ノ法師原ニ白帷一・鳥目二千疋給由申、築前中務ニ帶一筋給了、

一無動寺玉泉坊ヨリ、状ノ返事ニ云、

^{袖書}尚々種々御煩、過分之至、申つたへたく存候、返々御得度来月分、十郎殿と申合候、巨細も通、定而可有御披露候、

尊札委細令拜見候、仍若子様御登山、千秋万歳目出候、殊更不寄存御樽等并鶴眼五百疋令拜領候、御煩之至、令迷惑候、以由緒之儀、御登山之外ニ、如此之御義、無謂次第ノ、一向御隠心之様ニ存候間、御殿者無甲斐候之間、非本意候、雖然御懇志之段、難申述候、仍御得度事、来春季迄延引申度候由、此方出入之若衆共、色々抑留不調被申候間、我々も同心之儀候、雖然既御得度之御用意ニテ御登山之处、延可

申事、尊意之儀も如何存候、殊更代々十五歳御得度之由、内々自以前遂行上、来年者重之御歳と申、閏月之歳と申、旁延慮之儀者、凡来月八日以前以吉日得度之儀申定候、可御心安候、委細十郎殿可有御披露候、恐惶謹言、

十月廿四日

無動寺玉泉

^{作字裏藏敷}新判

^{青蓮寺御宿尊報}後聞、去廿一日ニモ自山上迎教輩坂本へ下向ノ由ナリ、兼而伝言ノ者ア

シク申タル歟、今日ハ坂本へ幸千世不着之間、則被帰上由ナリ、廿二日早旦ヨリ可被下之所、無動寺ニ火事ノ子細アリ、殊外玉泉坊ノ隣坊ニ焼之、依之今日廿二日ニハ迎衆遅々云々、玉泉坊へハ人数多打寄間、火モカ、ラス、無為ノ由也、材物等も不失云々、大慶、兼而物雖ノ人、廿一日ニ坂本へ可着由申、若アイツ不違者、廿二日自早旦迎衆可被下ニ、然ハ人スクナカルヘシ、玉泉坊ノ上ノ岸ナル坊舎二字焼上ハ、人ナクンハ、既玉泉坊もアヤウキ所、如此ノシアワセ、是併当社神明・山王大師ノ加護、冥慮無疑者也、行末猶有護、所願成就、満足不可過之、

十月廿七日、^亥看經如例、今日来相掌祭ノ神事精進風呂在之、予脚氣再発ノ間不入、タカラカウノ煎物ヲ湯船ニ取テ入、同煎物ニテカミヲ洗テ、神慮如何ナレトモ、現病ノ上ハ、涯分加養生、如形モ可令出仕心サシ、定神慮ニもユルシ給ラント存計ナリ、当年五月御田植之時モ、依脚氣精進湯ニ用煎物、同髪ヲ洗畢、

廿九日、^丑看經如例、戌刻^{〔童貞〕}テ祓、予^{〔布衣〕}淨衣^{〔淨衣〕}參神館殿、着権官殿御座、正禰宜明賢、於侍者御前中之間、散供祝言念誦、次於予前座ニ、甘茶ノ送文十通計歟、硯・筆等持參、各送文毎ニ口書ニ可成返抄書之間、其ワキニ加判、清氏御代官ノ時モ如此由明賢申、披旧礼処此分ナル間、任先例加判畢、

是モ清氏記ニ安房守津守朝臣書ト云々、

可成返抄 津守朝臣(花押影)

送進シ申 霜月御祭甘茶事〔菜〕 ○本行、惣ヲ以テ次
行出仕ノ下ヨリ移ス、
李之助昭長・兵部丞則久、山里下向之間無出仕、

加判事畢テ立座、候神館殿、先規之御代官之時ハ、北ノ神館殿細合ニ被
候由在旧記、仍今度も如先規、土佐大夫昭広・大膳亮則氏同在之、南神
館殿ニハ戸モナシ、又用心ト云、旁以一所ニ令祇候了、

一子刻計自政所方落付之酒肴持参、当政所但馬守惟之次男菅次郎惟光持
参、木具・雑煎等如御参籠ノ時、兩猷数盃、当政所目代惟之再任、近日
先政所下総守郷綱他界、仍再任、菅次郎惟光語テ云、自公方被立御使、
予御代官トシテ参籠申、然上者、万如御参籠ノ時、炭・御酒モ別而心ニ
可入之由被仰旨被申、御懇之至、時ニ当テハ面目、弥神慮難有事ナ
リ、

一今夜者、自下御厨油ツキホ用意シテ、御中居ニ火トモシ置ナリ、先例ハ
南神館殿ニモ、今夜ハヲモトノ御前ヨリ火進之、紛〔然〕近年南神館殿ニハ火
トモサス、殊少事ノ事、先例ヲヤフル事、言語同断之曲事、何様之間、
以旧礼〔記〕可申沙汰所存ナリ、

晦日、寅〔甲〕看経如例、今夕小楹一・炭一籠出納持参、入夜予御座権官殿御
庭ニ着ク、鯉渡如例、予前ニ大海社司雅榮之助忠行躰居、覽定文、硯・
筆等持参、定文ノ奥ニ加判事先例也、雖然予以憚之儀、今夜加判延引、
翌日大膳亮則氏ヲ以伺申処、先例之上者不可有憚、早々加判可然之由被
仰間、北ノカヘニヲシナカラ〔燈大膳亮持〕加判畢、

定文之奥ニ、

延徳元年十月卅日

神主津守朝臣 コレモ権官殿ヲ津守朝臣ト奉書ハ、権官殿ノヲモ津守

権神主 朝臣ト可奉書事歟、万事忠行未勤之間如此歟、先夜ハ
一字サケテ調之、今年忠行依無案内予書之間、下ノも
書之、予カ名ヲモ予書之間、常ヨリヒキサケテ書之、

前安房守津守朝臣 安房守津守朝臣(花押影)

予カ名予書之テ加判、清氏御代官ノ時ノ記録ニ如此アル也、惣テ
ハ、大海社司如旧礼〔記〕、兼而用意シテ可加判事也、以後可申付事也、

(未了)